



# 鳥取県公報

平成17年3月29日(火)

号外第45号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例 鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例(5)(議会事務局総務課)..... 1

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例

1 趣旨(第1条関係)

この条例は、危機的な県の財政状況を踏まえ、鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額を減ずる特例について定めるものとする事とした。

2 報酬の額の特例(第2条関係)

鳥取県議会議員の受ける報酬の月額を、特別職の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする事とした。

(1) 議長  $930,000円 \times (1 - 0.07) = 864,900円$

(2) 副議長  $811,000円 \times (1 - 0.06) = 762,340円$

(3) 議員  $757,000円 \times (1 - 0.05) = 719,150円$

3 期末手当の額の特例(第3条関係)

鳥取県議会議員の受ける期末手当の額は、2の報酬の月額を基礎として、特別職の職員の給与に関する条例の規定により算出した額とする事とした。

4 施行期日

この条例は、平成17年4月1日から施行する事とした。

5 この条例の失効

この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う事とした。

## 条 例

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第5号

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、危機的な県の財政状況を踏まえ、鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額を減ずる特例について定めるものとする。

(報酬の額の特例)

第2条 鳥取県議会議員の受ける報酬の月額、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)別表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 議長  $930,000円 \times (1 - 0.07) = 864,900円$

(2) 副議長  $811,000円 \times (1 - 0.06) = 762,340円$

(3) 議員  $757,000円 \times (1 - 0.05) = 719,150円$

(期末手当の額の特例)

第3条 鳥取県議会議員の受ける期末手当の額は、前条に掲げる報酬の月額を基礎として、特別職の職員の給与に関する条例第2条第3項の規定により算出した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。